

使用料・手数料等の見直しに関する基本方針

令和8年4月改定

鴨 川 市

目 次

1 趣旨	1
2 使用料・手数料とは	1
(1) 使用料	1
(2) 手数料	1
(3) 受益者負担の原則	1
3 使用料、手数料等の見直しに関する基本事項	2
(1) 原価（コスト）計算による算定方法の明確化	2
(2) 公費と受益者の負担割合の明確化	2
(3) 免除及び減額基準の統一化	2
(4) 割増料金の設定	2
(5) その他の措置等	2
(6) 定期的な見直し	2
4 見直しの対象とする使用料、手数料等	3
5 使用料算定の基本事項	4
(1) 使用料の算定式	4
(2) 原価の算定方法	4
(3) 受益者負担割合	5
(4) 免除及び減額の基準	6
(5) 割増料金の設定	7
6 手数料算定の基本事項	8
(1) 手数料の算定式	8
(2) 原価の算定方法	8
(3) 受益者負担割合	8
(4) 免除及び減額の基準	8
7 その他の措置等	10
(1) 激変緩和措置	10
(2) 近隣市町村との均衡	10
(3) 民間における類似施設との関係	10
(4) 周知	10
8 定期的な見直し	10

1 趣旨

使用料及び手数料の徴収に当たっては、施設の維持管理費や行政サービスの提供などに要する経費を明らかにし、一定の考え方に基づいて算定することによって、受益者負担の公平性が確保されます。

よって、受益者負担の原則に基づき、使用料及び手数料の算定に関する基本的な考え方を示した「使用料・手数料等の見直しに係る基本方針（以下「基本方針」という。）」を定め、適切な見直しを実施することにより、使用料及び手数料の適正化を図るものとします。

2 使用料・手数料とは

（１）使用料

使用料とは、公の施設の利用や行政財産の使用の対価として、その利用者、使用者から徴収する料金（地方自治法第225条）で、主なものとして、市営住宅使用料や体育施設などに係る施設使用料があります。

（２）手数料

手数料とは、特定の者に提供される行政サービスや役務の対価として徴収する料金（地方自治法第227条）で、主なものとして、住民票の写しや各種証明書の交付に係る手数料があります。

地方自治法（抜粋）

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（３）受益者負担の原則

使用料及び手数料は、行政サービスの提供を受ける特定の人（受益者）が利益を受けることから、これらの経費を全て税金で賄うとすると、行政サービスの提供を受ける人と受けない人との間に不公平が生じ、「負担の公平性」が確保できません。行政サービスの提供を受ける人が応分の負担をすることによって、初めて受けない人との「負担の公平性」が確保されます。

このような特定の人に対する行政サービスの受益者は応分の費用を負担すべきという「受益者負担の原則」に基づき、使用料及び手数料の適正化を図ります。

3 使用料、手数料等の見直しに関する基本事項

(1) 原価（コスト）計算による算定方法の明確化

受益者に応分の負担を求めるためには、使用料、手数料等の積算根拠を明らかにし、市民に分かりやすく説明できるようにする必要があります。

また、法令等により国や県が算定する基準経費をもとに使用料等の額を定めているものについても、基本的にはその算定方法を明確にしておく必要があります。

使用料、手数料等の見直しに当たっては、人件費や維持管理費等を明らかにしながら、一部の例外を除く使用料等の積算は、すべて原価（コスト）計算方式を採用します。

(2) 公費と受益者の負担割合の明確化

受益者負担の原則に基づき、公の施設はサービスを利用する対象者やサービスの性質によって区分し、公費と受益者の負担割合を設定します。

(3) 免除及び減額基準の統一化

受益者負担の明確化、利用者間での公平性・公正性の観点から、免除又は減額は政策的かつ例外的な措置であると考え、利用対象者や施設によって大きく異なることのないよう、本来の目的や必要性を考慮し、必要かつ止むを得ない場合に限定して適用します。

(4) 割増料金の設定

受益者負担の公平性を確保するため、使用料について、市外利用者及び営利目的の利用等に係る割増料金を設定します。

(5) その他の措置等

使用料、手数料の見直しに伴う激変緩和措置や近隣市町村との均衡、民間における類似施設との関係等に係る必要な措置を講じます。

(6) 定期的な見直し

使用料、手数料については、市民ニーズや社会経済情勢の変化により、行政サービスの提供方法やそれに要する経費等にも変化が生じることが想定されることから、受益と負担の公平性を確保するため、定期的に見直しを行います。

4 見直しの対象とする使用料、手数料等

市有施設の利用や役務の提供など、行政サービスの提供を受ける人と受けない人との負担の公平性や公正性を確保することは極めて重要であることから、原則として全ての使用料及び手数料のほか、諸収入として徴収しているものについても見直しの対象とし、今後新たに設定する使用料、手数料等についても、基本方針に基づいて料金の検討を行います。

また、これまで使用料を設定していなかった施設や手数料を徴収していない行政サービス等についても受益者負担の原則を考慮し、改めて徴収の可否を検証します。

ただし、基本方針に定める原価計算に基づく料金設定を行うことが適切でないと考えられる次のものについては、見直しの対象としないこととします。

- ① 法令等の規定又は国及び県の基準等により、料金又は算定方法が定められているもの
【例】道路占用料、市営住宅使用料、漁港施設占用料、戸籍事務手数料、自動車臨時運行許可手数料、屋外広告物審査手数料 等
- ② 行政財産の目的外使用に係るもの
【例】行政財産使用料（自動販売機、電柱 等）
- ③ 廃棄物処理等に係るもの
【例】廃棄物処理手数料、廃棄物持込手数料、粗大ごみ処理手数料、し尿汲取料及び浄化槽清掃料、浄化槽汚泥処理手数料 等
- ④ その他、基本方針に掲げる算定方法によることが適当でないと認められるもの

5 使用料算定の基本事項

(1) 使用料の算定式

使用料は、原則として次の基本式により算定します。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

(2) 原価の算定方法

① 占用使用（会議室等一定区画を占用して利用する場合）

年間経費に貸出施設の面積を乗じ、貸出対象施設の総面積で除して得た貸出施設にかかる年間経費を、稼働時間（年間開設時間）で除したものを原価（1時間当たり）とします。

$$\text{原価（円/h）} = \frac{\text{貸出施設にかかる年間経費 ※}}{\text{稼働時間（年間開設時間）}}$$

※ 貸出施設にかかる年間経費の算出方法

$$\begin{array}{ccc} \text{年間経費（円）} & \times & \frac{\text{貸出面積（m}^2\text{）}}{\text{貸出対象施設の総面積（m}^2\text{）}} \\ \text{（人件費＋物件費＋減価償却費）} & & \end{array}$$

② 個人使用（区画を占用せず個人が利用する場合）

年間経費を、過去3年の施設利用実績から算出した施設の年間平均利用者数で除したものを原価（1人当たり）とします。

$$\text{原価（円/人）} = \frac{\text{年間経費（人件費＋物件費＋減価償却費）（円）}}{\text{過去3年間の平均施設利用者数（人）}}$$

※ 原価に含める経費等

・ 人件費

施設の貸出及び管理に直接従事する職員（会計年度任用職員を含む。）に係る経費
貸出及び管理以外の業務を併せて行っている場合は、全体の業務に占める貸出及び管理に係る割合により積算

【対象経費】

給料、職員手当、会計年度任用職員報酬及び期末勤勉手当

- 物件費
施設の貸出及び管理に係る経常的な経費
【対象経費】
会計年度任用職員費用弁償、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他施設の貸出及び管理に係る経費
- 減価償却費
使用や年数の経過により減少していく固定資産の価値を金額で示したもので、施設の建設（取得）等に要した金額を、耐用年数で年度ごとに配分した費用
【対象経費】
建物、備品等の当該年度分の減価償却費
- 貸出対象施設の総面積
当該使用料等の対象となっている施設等の延べ面積
- 貸出面積
当該使用料等を徴する当該施設等の利用貸出面積（共有スペースは除く。）
- 稼働時間（年間開設時間）
閉館日等を除き、1年間で貸し出すことのできる時間

※ 原価に含めない経費

- 土地の取得に要した費用
- 減価償却する経費
- 災害等の特殊事情により、その年度のみ一時的、臨時的に要した費用

（３）受益者負担割合

行政サービスの内容等を考慮し、サービスの目的や機能について、サービスを利用する対象者による区分（必要性）と、サービスの性質による区分（市場性）によって「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定します。

＜サービスの分類＞

ア サービスを利用する対象者による区分（必要性）

- ① 日常生活上、ほとんどの人が必要とするサービス（必需的サービス）
- ② 個人によって必要性が異なるサービス（選択的サービス）

イ サービスの性質による区分（市場性）

- ③ 民間では提供されにくく、行政が中心に提供するサービス（公共的サービス）
- ④ 民間でも提供されており、行政と民間が競合するサービス（民間的サービス）

サービスの分類	考え方	負担割合
第1分類（①＋③） 必需的・公共的サービス	基本的に公費で負担	公費負担 100% 受益者負担 0%
第2分類（②＋③） 選択的・公共的サービス	受益者と公費で負担	公費負担 50% 受益者負担 50%
第3分類（①＋④） 必需的・民間的サービス	受益者と公費で負担	公費負担 50% 受益者負担 50%
第4分類（②＋④） 選択的・民間的サービス	基本的に受益者が負担	公費負担 0% 受益者負担 100%

※ 公費負担と受益者負担の割合については、複雑化を避け、簡易な制度とするため、負担の割合を100%、50%、0%の3種類の組み合わせとします。

（４）免除及び減額の基準

使用料の免除又は減額は、受益者負担の公平性・公正性の観点から政策的かつ例外的な措置であると考え、負担を求めないことに相当の合理性が認められるものに限定して適用するよう、原則として次のとおりとします。

① 免除することができるもの

ア 施設使用料に係る免除基準（団体利用の場合）

- （ア）市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。）が主催または共催するとき
- （イ）市以外の官公署が行政目的で利用するとき
- （ウ）市内の各種団体が行政活動の協力目的等で施設を利用するとき
- （エ）当該施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき
- （オ）市内の認定こども園、小中学校が教育目的で利用するとき
- （カ）構成員の半数以上が75歳以上の者の団体が利用するとき（原則として10人以上の団体とする。）

イ 施設使用料に係る免除基準（個人利用の場合）

- （ア）生活保護受給者、生活困窮者が施設を利用するとき
- （イ）75歳以上の者が施設を利用するとき
- （ウ）就学前の幼児が施設を利用するとき

② 減額することができるもの

利用者である受益者が負担する分と市（公費）が負担する分を等分し、減額割合は5割に設定するものとします。

ア 施設使用料に係る減額基準（団体利用の場合）

- （ア）市（行政委員会を含む。）が後援、協力、協賛するとき
- （イ）市内の認定こども園、小中学校以外の学校が教育目的で利用するとき
- （ウ）市内の公共的団体が団体本来の活動目的で利用するとき

- (エ) 構成員の半数以上が障害者の団体が利用するとき
- (オ) 構成員の半数以上が65歳以上の者の団体が利用するとき
- (カ) 構成員の半数以上が中学生以下の団体が利用するとき

※ (エ)～(カ)の場合は、原則として10人以上の団体とする。

イ 施設使用料に係る減額基準（個人利用の場合）

- (ア) 障害者（介助者1名含む。）が利用するとき
- (イ) 65歳以上75歳未満の者が利用するとき
- (ウ) 小・中学生が利用するとき

(5) 割増料金の設定

① 市民以外の者の利用

税金等を負担する市民利用者と市外利用者との負担の公平性を確保するため、市外料金を設定するものとし、基本となる料金の割増率を原則として100%とします。

② 営利目的等での利用

営利目的で使用する場合や入場料を徴収する場合などについては、基本となる料金の割増率を原則として100%とします。

6 手数料算定の基本事項

(1) 手数料の算定式

手数料は、原則として次の基本式により算定します。

$$\text{手数料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

(2) 原価の算定方法

1 分当たりの人件費に処理時間を乗じたものに、年間の物件費を年間処理件数（過去3か年の平均）で除したものを加えたものを原価とします。

$$\text{原価（円/件）} = 1 \text{ 分当たりの人件費（円）} \times \text{処理時間（分）} + \frac{\text{年間の物件費（円）}}{\text{年間処理件数（件）（過去3年平均）}}$$

※ 原価に含める経費等

- 人件費
給料、職員手当
- 処理時間
諸証明書や許可書等の交付など、当該事務処理1件毎に通常要する延べ時間の平均値
- 年間の物件費
諸証明書や許可書等の交付などに係る経常的な経費
【例】用紙代、地紋紙代、印刷代、電算処理費（証明書発行専用システムに限る。）
等
- 年間処理件数
当該事務処理の年間処理件数

(3) 受益者負担割合

手数料は、特定の者に提供される行政サービスや役務であり、その対価として徴収される料金であるため、受益者負担割合は原則として100%とします。

(4) 免除及び減額の基準

手数料の免除又は減額の基準については、鴨川市手数料条例（平成17年鴨川市条例第53号）により、次のとおり定められています。

① 減額又は免除ができるもの

- ア 生活保護法の適用を受けている者、手数料納付の資力がないと認める者

イ 災害等により、手数料を徴収することが適当でないと認められるもの

② 徴収しないもの

ア 法令及び他の特別の規定により無料で取扱いをしなければならないもの

イ 法令の規定により、条例で定めるところにより戸籍に関し無料で証明することができることとされているもの

ウ 市民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの

エ 既に公にされているもの又は公にすることを目的としているものの閲覧

オ 官公署から請求があったもの、公用で使用するもの又は公益のために必要と認められるもの

カ その他市長が特に必要があると認めたもの

鴨川市手数料条例（抜粋）

（手数料の減免）

第6条 市長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者、若しくは手数料納付の資力がないと認める者又は災害その他特別の事由により手数料を徴収することが適当でないと認められるものに対しては、その一部を減額し、又はその全部を免除することができる。

（手数料を徴収しないもの）

第7条 法令及び他の特別の規定により無料で取扱いをしなければならないものの手数料は、徴収しない。

2 法令の規定により、条例で定めるところにより戸籍に関し無料で証明することができることとされているものについては、手数料を徴収しない。

3 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものについては、手数料は徴収しないものとする。

(1) 本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの

(2) 既に公にされているもの又は公にすることを目的としているものの閲覧

(3) 官公署からの請求があったもの

(4) 公用で使用するもの又は公益のため必要と認められるもの

(5) 前各号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めたもの

7 その他の措置等

(1) 激変緩和措置

使用料、手数料等の見直しを行った結果、現行の金額を大幅に上回ることとなった場合は、改定率の上限を原則として150%に設定するものとします。

(2) 近隣市町村との均衡

使用料、手数料等の見直しを行った結果、近隣市町村との大幅な乖離が生じた場合は、是正のために必要な措置を講じるものとします。

(3) 民間における類似施設との関係

使用料、手数料等の見直しを行った結果、著しく低額となるなど民業圧迫となるおそれがある場合は、是正のために必要な措置を講じるものとします。

(4) 周知

使用料、手数料等の見直しに当たっては、鴨川市公告式条例及び鴨川市公告式規則によるほか、広報誌及びホームページ等により周知するとともに、適切な期間を設定して行うものとします。

8 定期的な見直し

使用料、手数料等の見直しについては、市民ニーズや社会経済情勢の変化、本市の財政状況の推移を見ながら、受益と負担の公平を確保し、公共施設の運営及び行政サービスの提供を継続的に改善していくため、おおむね3年ごとに実施します。

なお、原価の大幅な変動があった場合のほか、公共施設の利用時間の延長など行政サービスの内容を変更する場合は、その都度、見直しを検討し、必要に応じて実施します。